



厚生労働省同日発表  
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年12月25日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
高齢福祉課	事業者指導係	河村	内線 3468 直通 058-272-8298 FAX 058-278-2639

## 令和6年度における高齢者虐待の状況の公表について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条の規定に基づき、県内施設等における令和6年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について公表します。

記

### 1 虐待判断件数（括弧内は令和5年度の件数）

施設従事者等による虐待	養護者による虐待
13件（7件）	196件（165件）

### 2 施設従事者等による虐待（13件）に関する状況

	施設等の種別	職種	虐待の状況	講じた措置
①	短期入所生活介護	介護職員	利用者（80代男性）に就寝を促す際、利用者が立ち上がろうとしたため、複数回強く突き返したり、顔や頭を小突いたりした。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
②	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者（90代女性）の排泄介助中に顔を叩いた。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
③	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者（60代男性）の個室に別の入所者（80代女性）を入れてドアを閉め、様子を見ていた。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出

④	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者(70代女性)への介助の際、顔を2回叩いた。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑤	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者(90代女性)の排泄介助の際、腕をつかんだり振りほどいたりして傷を負わせた。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑥	認知症対応型共同生活介護	介護職員	入所者(90代女性)に対し、布団越しに強くベッドに押さえつけた。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑦	認知症対応型共同生活介護	介護職員	入所者(90代女性)に対し、医療機関より処方が中止されている向精神薬を服用させた。	事業所への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑧	認知症対応型共同生活介護	介護職員	入所者(90代女性)が誤って他者の居室に入った際、暴言とともに服の襟首をつかみ、強制的に退室させた。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑨	養護老人ホーム	介護職員	入所者(80代女性)の排泄介助の要求を無視したうえ、暴言を吐いた。また、就寝時において、布団が絡んで動けない入所者の状況を把握していながら放置した。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑩	有料老人ホーム	介護職員	入居者(80代女性)に対し、緊急やむを得ない場合の適正な手続きを行うことなく、身体的拘束(車椅子にベルトで固定等)を行った。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑪	有料老人ホーム	介護職員	入居者(90代女性)に対し、緊急やむを得ない場合の適正な手続きを行うことなく、身体的拘束(処方されていない向精神薬を過剰に服用させた)を行った。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出

⑫	有料老人ホーム	介護職員	入居者(80代女性)に対し、殴打や押さえつける行為により傷を負わせた。また、現金を窃取した。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出
⑬	サービス付き高齢者向け住宅	介護職員	入居者(80代男性)の預金を複数回引き出した。	施設への立入調査 改善指導 改善計画の提出

<参考：公表に関する法規定>

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
(平成十七年法律第二百二十四号)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則  
(平成十八年厚生労働省令第九十四号)

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種